

市谷議員 再要望項目一覧

令和7年度6月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
<p>① トランプ関税をめぐる交渉で、「自動車のためにコメ、農業を犠牲にする考えは持っていない」と政府が強調しているというが、実態は非常に不透明である。明確に、コメや農産物の輸入拡大はしないと米国に述べるよう求めること。また、コメを巡っては、江藤農林水産大臣の「コメを買ったことがない。支援者からもらい売るほどある」との発言は、コメが買えない国民の苦しみを全く理解しておらず、辞任は当然である。また、総理や農林水産大臣の「米価を5キロ、2千円、3千円代にする」との発言は、これまで価格形成に関与しないとしてきた立場を変えるものである。どのように関与するのか、また、政府が今後とも、市場任せではなく、価格形成や供給に責任を負うとの立場を明確にするよう求めること。備蓄米を、卸売業者を通さず小売業者に売るとしているが、消費者が買える販売価格の設定を明確にすることや、精米、運び出し、袋詰め等のかかり増し経費の支援を国に求めること。備蓄米の買入れには1年以内に買戻しが必要としている条件を廃止し、放出した備蓄米が末端のスーパーや米穀店に届くところまで政府が責任を負うよう求めること。コメの安定価格と供給のためには、安定的な生産を図ることがカギであり、農家が再生産可能な所得が得られることが必要である。コメ戸別所得補償制度の復活を求めること。県として、お米割引券の発行、機械設備の購入支援（6月補正予算案）だけでなく農家への米の価格・所得補償制度の創設、学校給食の米の価格補填・無償化を支援すること。</p>	<p>トランプ関税政策をめぐる日米交渉において、首相をはじめ複数の政府関係者は、「米、農業を犠牲にする考えは持っていない」と繰り返しているが、これまでの日米交渉の詳細は明らかになっていないことから、引き続き交渉の動向を注視していく。</p> <p>米の価格形成については、国の「適正な価格形成に関する協議会」での検討や、今国会で関連法案の審議も進められていることから、引き続き動向を注視していく。</p> <p>備蓄米については、随意契約により、生活用品大手が5キロ2,000円（税抜）で、大手コンビニが1キロ400円（税抜）で販売する方針を表明していることなどから、販売価格の設定やかかり増し経費の支援等に係る国への要望は考えていない。</p> <p>既に備蓄米の買戻し条件は緩和されているため、国への要望は考えていない。</p> <p>米に対する所得補償制度については、需給環境の改善や米価の安定には直接繋がらないことから、国への要望及び県独自の支援制度は考えていない。</p> <p>学校給食については、学校設置者である市町村の判断に委ねるべきものであると考えるため、県による米の価格補填は考えていない。なお、学校給食費においても、県内の多くの市町村で保護者の負担軽減を図るため、独自に予算措置を行うなど、各市町村において給食の質が低下しないよう工夫を凝らしながら取り組まれているところであり、県が時限的に市町村へ給食費補助を行うことは適切ではないと考えている。</p>
<p>② 「物価高騰を理由に高齢者に限って、バス、JR運賃の割引支援を行うことは考えていない」との予算要望への回答であったが、高齢者は、今回の物価高騰の影響はもちろんのこと、車に乗れなくなり、公共交通機関を利用せざるを得なくなっており、高い料金では移動もままならない状況である。「県立美術館ができても行けない」との声も聞く。公共交通の高齢者無料パス券などを発行し、高齢者の移動権を保障すること。</p>	<p>高齢者への公共交通機関利用料金への支援については、各市町村において実情に応じた住民向けの支援を行っている。</p> <p>県としては、高齢者に限らず県民生活や地域経済を支える公共交通を維持していくための支援を行っており、高齢者に限定して直接支援することは考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>③県立美術館で、障がいがある方が体調を崩したが、救護室があっても人がいない状態ではまともに対応ができない。対応できる人的体制を整備すること。また、託児室及び保育体制も整備すること。</p>	<p>県立美術館に来館された障がい者の方が体調を崩された場合は、救護室でお休みいただくこととしているが、救護室へは運営スタッフが付き添って案内するとともに、救護室内には電話を設置しており、本人又は介添えの方から美術館事務室や近隣医療機関に連絡していただける体制を整えている。</p> <p>また、託児室の整備等については、他の美術館における取組状況を研究してみたいが、県立美術館では、小さなお子様をお連れの方に気兼ねなく来館し、親子での観覧を楽しんでいただくため、毎週水曜日の午前中を「いっしょにみてみて水曜日」としている。</p>
<p>④6月議会補正予算案で、入院機能維持を前提としながら、病床削減に410万円/床の給付金を支給するのは矛盾している。病床削減によって必要な入院・治療ができなくなる危険性があるが、入院機能維持をどのように考えているのか明らかにすること。また、入院機能の維持のため、病床数を維持することにも同様の給付金を支給すること。</p>	<p>本給付金の趣旨は、入院機能維持を前提とした上で、経営的に厳しい医療機関を支援するものである。人口減少や高齢化の進展、平均在院日数の減少など、社会情勢の変化などの実情を踏まえ、削減しても入院医療に影響のない範囲で各病院が申請してきた病床を削減しようとするもので、現状の医療提供体制に影響を及ぼすとは考えていない。</p> <p>また、入院機能も含めた病院機能の維持については、まずは診療報酬により措置されるものであり、県として同様の給付金を支給することは考えていない。</p>
<p>⑤県行政のトップダウンが強化され、人件費も多くかかるため、政策統轄監を特別職として設置するのはやめること。本来全体を統括する役割として、総務部長や副知事が存在しており、統轄監制度は廃止すること。</p>	<p>人口減少に歯止めをかけ「令和の改新」を実現していくため県庁内外を繋ぐ実効ある施策を推進するとともに、現下の物価高など地域経済・県民生活に影響を及ぼす喫緊の行政課題へ迅速かつ機動的に対応するため、政策統轄機能を強化していく必要があることから、政策統轄総局及び政策統轄監（特別職）の設置に係る条例案を令和7年6月定例会に提案することとしている。</p> <p>なお、同条例案において、政策統轄監の設置に伴い統轄監を廃止し、職員定数を1名減員することとしている。</p>
<p>⑥県の育英奨学金の返済免除の要件を拡大し、生活困窮の場合も対象とすること。</p>	<p>県の育英奨学金は、生活保護受給者や低所得者に対しては、災害・傷病・失業その他やむを得ない理由により返還が困難な場合に相当の期間、返還を猶予することを可能としており、返済免除の要件を拡大することは考えていない。</p>
<p>⑦6月補正予算案の家庭への激変緩和対策事業は、低所得世帯などが対象となっているが、米価高騰や物価高騰は全世帯に及んでいるため、全世帯を対象にする等、対象を拡大すること。</p>	<p>家計負担激変緩和対策事業は、物価高騰による家計への影響が大きい世帯への支援を市町村と協調して実施するものであり、対象世帯については、実施主体である市町村が判断されるものである。</p>